

昭和十七年七月十五日

書記官

書記官長



秘發一七第ニ七號

業

六月十六日附内閣閣甲第二六三號ヲ以テ行政簡
素化實施要領ニ關スル件通牒有之候處本院ニ
職務ノ性質一般ノ行政若廳ト著シク異ナリ殊ニ
書記官長以下ノ定員ニ年來漸減ノ一途ヲ辿リ
現ニ極メテ僅少ニシテ之ガ減員ノ餘地ハ殆ト無之
實情ニ候トモ能ク限リ前記通牒ノ精神ニ協力
スルノ趣旨ニ於テ茲ニ別紙立案候條官制案添
附此段及提出候也

昭和十七年七月十五日

書記官長

樞密院

内閣書記官長 宛

行政簡素化實施案

一書記官定員三名中一名ヲ減員シテ二名トシ
同時ニ待遇昂上ノ必要上内一名ヲ勅任ト爲シ得
ルノ途ヲ拓クコト

二屬定員七名中二名ヲ減員シテ五名トシ且待
遇昂上ノ必要上理事官ノ定員ヲ一名増加シテ
二名トスルコト

三他廳ノ相當官吏トノ權衡上書記官長ノ俸佐
ヲ増額シ年俸五千八百圓トスルコト

四雇傭員(囑託ヲ含ム)豫算定員二十五名中

五名ヲ減シ二十名トスルコト

樞 密 院

機密顧問、諮詢ヲ得テ
朕機密顧問官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

年 月 日

内 閣 總 理 大 臣

勅 令 第 號

機密顧問官制中左ノ通改正ス

第二條第二項中「專任三人」ヲ「專任二人」ニ改ム

第三條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ書記官一人ヲ專任ト爲スヨトヲ得

第五條ノ二中「專任一人」ヲ「專任二人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



案 二

朕明治二十六年勅令第百二十一號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
セシム

御 名 御 璽

年 月 日

内 閣 總 理 大 臣

勅 令 第 號

明治二十六年勅令第百二十一號中左ノ通改正ス

「七人」ヲ「五人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

案 三

朕高等官官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

年 月 日

内 閣 總 理 大 臣

勅令第 號

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「全權院次長」ノ次ニ「樞密院書記官長」ヲ、「典正」ノ次ニ「樞密院書記官」ヲ加フ
別表第一表樞密院ノ部中樞密院書記官長ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

樞密院書記官

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正
五年
五年
五年
五年
五年
五年
五年
五年
五年
五年

裏面白紙

六月十六日附内閣閣甲第二六三號ヲ以テ行政簡素化實施要領ニ關スル件通牒有之候處本院ハ職務ノ性質一般ノ行政各廳ト著シク異ナリ殊ニ書記官長以下ノ定員ハ年來漸減ノ一途ヲ辿リ現ニ極メテ僅少ニシテ之ガ減員ノ餘地ハ殆ト無之實情ニ候ヘトモ能フ限リ前記通牒ノ精神ニ協力スルノ趣旨ニ於テ茲ニ別紙立案候條官制案添附此段及提出候也

昭和十七年七月十五日

樞密院書記官長 堀江 季雄

内閣書記官長 星野直樹 殿

行政簡素化實施案

- 一 書記官定員三名中一名ヲ減員シテ二名トシ同時ニ待遇昂上ノ必要上内一名ヲ勅任ト爲シ得ルノ途ヲ拓クコト
- 二 屬定員七名中二名ヲ減員シテ五名トシ且待遇昂上ノ必要上理事官ノ定員一名増加シテ二名トスルコト
- 三 他廳ノ相當官吏トノ權衡上書記官長ノ俸給ヲ増額シ年俸五千八百圓トスルコト
- 四 雇傭員（囑託ヲ含ム）豫算定員二十五名中三名ヲ減シ二十名トスルコト

裏面白紙

案 一

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ樞密院官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

年 月 日

内閣總理大臣

勅令第 號

樞密院官制中左ノ通改正ス

第二條第二項中「專任三人」ヲ「專任二人」ニ改ム

第三條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ書記官一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

第五條ノ三中「專任一人」ヲ「專任二人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

裏面白紙

案 二

朕明治二十六年勅令第百二十一號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
セシム

御 名 御 璽
年 月 日

内閣總理大臣

勅令第 號

明治二十六年勅令第百二十一號中左ノ通改正ス

「七人」ヲ「五人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

案 三

朕高等官官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

年 月 日

内閣總理大臣

勅令第 號

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「企畫院次長」ノ次ニ「樞密院書記官長」ヲ、「興亞鍊成

所鍊成官」ノ次ニ「樞密院書記官」ヲ加ヘ「賞勳局總裁」ノ次ニ「樞密院書記官長」ヲ加ム

五千百圓」ヲ「賞勳局總裁年俸五千百圓」ニ改ム

別表第一表樞密院ノ部中樞密院書記官長ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

官	樞密院書記

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年七月六日大官會議席上
法制局長官ノ指示セラレタルモノ

昭和十七年七月四日

其ノ重點ヲ置キタルモノニアラズ
ナル目録ナリ

書記官長
(a)簡素化ノ實施ニ因ル減少人員ノ振向先ハ南方ニ限定スルコトナク、大東亞^全全般ニ亘ルモノニシテ、或ハ支那、滿洲ニ、或ハ國內ニ於テ必要ナル方面ニ振向クルガ如キコトモ考慮シ得ベシ

三 要領第一項關係

書記官
増員ト減員トガ併存^存結合スル場合ニ於テ、其ノ増員ハ本項ノ増員ニ該當シ繼續承認ヲ要ス

(1)増減員差引ノ結果全体ニ於テハ減員ト爲ル場合ト雖モ、増員部分ハ本項ニ依ル

(2)豫算當局ノ取扱上其ノ増員部分ニ付、事實上豫算額付ヲ爲シ得ルモノト雖モ、原則トシテ本項ノ承認ヲ要ス

例外。○所屬皆増皆減ノ場合及之ニ準ズベキ場合ハ承認不要

○經常費、臨時費間相互組替ニ起因スル増員ハ承認不要

(3)所屬昇格ノ爲メノ増減員ノ場合ニ在リテハ、増員ノ面ニ於テ承認ヲ要ス

三 要領第二項關係

(1)本項ノ「定員」ハ官吏ニ付テハ實質上ノ官制定員トス

(2)本年度ニ於テ官制ノ制定又ハ改正ヲ了シ六月一日迄ニ之ヲ施行シタルモノニ付テハ新官制上ノ定員

(3)豫算上削減セラレ居ル定員ニシテ六月一日迄ニ未ダ之ニ即座シタル官制ノ改正又ハ廢止ノ施行セラレザルモノニ付テハ六月一日現在ノ官制上ノ定員ヨリ當該削減人員ヲ減シタル定員但シ左ノ場合ハ削減ナキモノトシテ扱フ

○所屬皆増皆減ノ場合及之ニ準ズベキ場合

○經常費臨時費間相互組替ノ場合

○所屬昇格ノ爲メノ據替減ノ場合

行政簡素化實施要領說明

昭和十七年七月四日

一 一般趣旨

- (1) 本件ハ、單ニ人員ノ檢出ニノミ其ノ重點ヲ置キタルモノニアラズシテ、機構ノ簡素化モ亦重要ナル目標ナリ
- (2) 簡素化ノ實施ニ因ル減少人員ノ振向先ハ南方ニ限定スルコトナク、大東亞全般ニ亘ルモノニシテ、或ハ支那、滿洲ニ、或ハ國內ニ於テ必要ナル方面ニ振向ケルガ如キコトモ考慮シ得ベシ

書記官長

二 要領第一項關係

書記官

増員ト減員トガ併存結合スル場合ニ於テ、其ノ増員ハ本項ノ増員ニ該當シ關連承認ヲ要ス

(1) 増減員差引ノ結果全体ニ於テハ減員ト爲ル場合ト雖モ、増員部分ハ本項ニ依ル

理事官

(2) 豫算當局ノ取扱上其ノ増員部分ニ付、事實上豫算額付ヲ爲シ得ルモノト雖モ、原則トシテ本項ノ承認ヲ要ス

例外。○所屬皆増減ノ場合及之ニ準ズベキ場合ハ承認不要

○經常費、臨時費間相互組替ニ基因スル増員ハ承認不要

(3) 所屬昇格ノ爲ノ増減員ノ場合ニ在リテハ、増員ノ面ニ於テ承認ヲ要ス

三 要領第二項關係

(1) 本項ノ「定員」ハ官吏ニ付テハ實質上ノ官制定員トス

(2) 本年度ニ於テ官制ノ制定又ハ改正ヲ了シ六月一日迄ニ之ヲ施行シタルモノニ付テハ新官制上ノ定員

(3) 豫算上削減セラレ居ル定員ニシテ六月一日迄ニ未ダ之ニ即座シタル官制ノ改正又ハ廢止ノ施行セラレザルモノニ付テハ六月一日現在ノ官制上ノ定員ヨリ當該削減人員ヲ減ジタル定員但シ左ノ場合ハ削減ナキモノトシテ扱フ

○所屬皆増減ノ場合及之ニ準ズベキ場合

○經常費臨時費間相互組替ノ場合

○所屬昇格ノ爲ノ増減ノ場合

(四) 三割、二割、一割ノ減少率ノ適用ニ付テハ内閣部内又ハ各省部内ニ於テ全中央官廳、全地方官廳又ハ全作業廳ヲ夫々一單位トシテ取扱ヒ、各部局別ニ此等ノ率ヲ適用スルコトナキモノトス

四 要領第五項 關係

本項(イ)及(ニ)ニ掲グルモノハ減員率ノ適用ニ付テハ内務部内ニ一掃シテ取扱フモノトス

(備考)一、所謂皆増皆減若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ異格ノ爲ノ擬
答ニ該當スルヤ否ハ法制局及大藏省間ノ協議ニ依リ之
ヲ認定ス

一般ニ皆増皆減ト稱セラルモノト雖モ、之ニ依ル今年度ノ定員ガ前年度ノ定員ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ皆増皆減トシテ取扱ハザルモノトス

要領中高等官、勅任官、委任官、列任官ノ類ハ各待遇官更ヲ包含ス

國庫託員、職工、傭夫等ハ雇傭人ノ中ニ包含ス

四官制其ノ他法令ニ定員ノ定ナキモノハ算定員ヲ以テ定員トス

行政簡素化實施要領第二項ニ基ク中央官廳、地方官廳及作業廳ノ區
分案

内閣關係

中央官廳

地方官廳

作業廳

會計検査院

行政裁判所

貴族兩院事務局

樞密院

内閣

樞密院ニ關スル行政簡素ニ付テノ法制局長官ノ意見

一、顧問官ノ減員ハ此ノ際考慮シ居ラザルコト

二、事務局ノ職員ニ付テハ之ガ實施ヲ希望スルコト

三、豫定ノ人員ノ減少ヲ爲スト同時ニ之ガ優遇ノ方途モ同時ニ圖ラレタキコト

四、書記官長ノ俸給ハ低キニ過ギ之カ増加ハ必要ト認ムルモ實務局總裁、貴衆兩院書記官長ト關聯スルヲ以テ四者同時ニ之ヲ考慮

樞密院

スルコトトシ此ノ際増加スルカ或ハ貴典ノ増加ニ依リ實質的ニ増加スルカ暫ク研究サセテモライタイコト但シ樞密院ヨリ之カ必要ヲ申出ラル、コトハ支障ナキコト

五、書記官定員三名中一名ヲ減員シテ二名トシ内一名ヲ勅任書記官ト爲スコト

(奏任官五人ノ三割タル一人ヲ減ズルコト)

六、理事官ヲ一名増員シ二名ト爲スモ可ナルコト

(屬定員六人ナルヲ以テソノ三割タル一人ヲ減スルコトヲ豫想ス)

セ賞與ハ省ニヨリテハ十一箇月分給スルモノアリテ樞密院及内閣
ハ寧ロ少キヲ以テ相當増額ヲ考ヘラレテモ可ナルコト顧問官ニ
モ賞與ヲ給セラレテモ可ナリト思フ

樞
密
院

裏面白紙

節	書記官長	書記官	同	同	理事官	屬	同	賞典	計
現在	五人 五、一〇〇	三人 一〇、八〇〇	〇	〇	一人 二、二八〇	六人 六、一三〇	〇	七、二六六	二、九三六
改正	五人 五、八〇〇	一人	一人 四、六五〇	一人 三、六〇〇	二人 四、二八〇	〇	五人 五、一〇〇	七、〇七一	二、八五〇
									減 七、八五
								俸給ノ三割三分	
								一人單價一〇三〇	

樞密院

豫算第二計之現在員比較

名	豫算	現在員	比較
源	一六〇〇〇〇	一六〇〇〇〇	〇
催	一三〇〇〇〇	一三〇〇〇〇	〇
運	八三三〇〇〇	八三三〇〇〇	〇
行	二一〇〇〇〇	二一〇〇〇〇	〇
給	六三三〇〇〇	六三三〇〇〇	〇
計	二一〇〇〇〇〇	二一〇〇〇〇〇	〇

源 一六〇〇〇〇
 催 一三〇〇〇〇
 運 八三三〇〇〇
 行 二一〇〇〇〇
 給 六三三〇〇〇
 計 二一〇〇〇〇〇

現在員と豫算とを比較し、
 人員の増減を明瞭にする。

大日本帝國政府

(并上、圖定規格〇一〇二〇二〇二〇)